○保有個人データの開示等に係る手数料等を定める実施細則

〔平成29年５月29日〕
〔総務実施細則第３号〕

（目的）

第１条　個人情報保護基本規程（平成20年総務規程第19号。以下「基本規程」という。）に基づき輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が徴収する手数料の額、手数料の徴収の方法その他必要な事項をこの細則に定める。

（手数料等の徴収方法）

第２条　基本規程第27条第１項の規定に基づき定める手数料（以下「手数料」という。）の徴収の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。なお、現金の受領については、経理規程（平成20年会計規程第１号）に基づき出納事務担当者が行う。

（１）　総務部総務課において現金により徴収する方法

（２）　総務部総務課に現金を送付してもらうことにより徴収する方法

（３）　会社が別途通知する銀行指定口座に振込を行ってもらうことにより徴収する方法

２　保有個人データの開示を実施する場合又は利用目的の通知を実施する場合における送付に要する費用の徴収の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。なお、現金の受領については、経理規程に基づき出納事務担当者が行う。

（１）　料金着払で徴収する方法

（２）　総務部総務課において現金又は郵便切手により徴収する方法

（３）　総務部総務課に現金又は郵便切手を送付してもらうことにより徴収する方法

（４）　会社が別途通知する銀行指定口座に振込を行ってもらうことにより徴収する方法

（手数料の額）

第３条　手数料の額は、基本規程第20条第２項の規定による求め又は基本規程第21条第１項の規定による開示の請求（以下、この条において「開示等の請求等」という。）に係る法人文書１件につき300円とする。

２　開示等の請求等を行う者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示等の請求等を１の開示等の請求等の書面によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を１件の法人文書とみなす。

（１）　１の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が１年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

（２）　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書（その他）

第４条　この細則の改廃は、「規程管理規程」（平成20年総務規程第13号）の定める手続きに従い行うものとする。

附　則

この細則は、平成29年５月30日から施行する。